

食品安全委員会（第718回会合）議事概要

日 時：平成30年10月30日（火） 14：00～14：19

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 1名、一般 0名

議事概要

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うこと
が明らかに必要でないときについて

- ・農薬取締法改正に伴う農薬登録保留基準の改正

→環境省から説明。

本照会については、農薬登録保留基準の規定に係る用語の変更及び農薬取締法の改正に伴う条番号の変更という形式的な改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（環境大臣）に回答することとなった。

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分」に関する審議結果について

→担当の吉田（緑）委員から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会と同じ「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられる。」との結論に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないこととする審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。